

作成担当所属名	企画部技術管理課基準第一係
作成時期	令和 7 (2025) 年度
保存期間	5 年
保存期間満了時期	令和 12 (2030) 年度末

国 関 整 契 第 7 0 2 号
国 関 整 技 管 第 1 3 5 号
令 和 8 年 1 月 6 日

局 内 関 係 各 課 長 様
各 (管 理) 事 務 所 長 様

総務部 契 約 管 理 官
企画部 技術調整管理官
(公 印 省 略)

猛暑期間を休工とする工事の試行について

標記について、令和 7 年 1 2 月 2 3 日付け国会公契第 1 2 号及び国技建管第 4 号により大臣官房会計課公共工事契約指導室長及び大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長から通知がありましたため、通知します。

附則

- ・ 本通知日以降に入札公告等を行う対象工事にのみ適用する。

送 付 先

【局内関係各課長】

総務部 契約課長
企画部 情報通信技術課長
技術調査課長
施工企画課長
河川部 河川工事課長
河川管理課長
道路部 道路工事課長
道路管理課長

【各（管理）事務所長】

利根川上流河川事務所長
利根川下流河川事務所長
霞ヶ浦河川事務所長
久慈川緊急治水対策河川事務所長
霞ヶ浦導水工事事務所長
江戸川河川事務所長
渡良瀬川河川事務所長
下館河川事務所長
荒川上流河川事務所長
荒川調節池工事事務所長
荒川下流河川事務所長
京浜河川事務所長
利根川水系砂防事務所長
日光砂防事務所長
富士川砂防事務所長
利根川ダム統合管理事務所長
鬼怒川ダム統合管理事務所長
相模川水系広域ダム管理事務所長
二瀬ダム管理所長
品木ダム水質管理所長

東京国道事務所長
相武国道事務所長
首都国道事務所長
川崎国道事務所長
横浜国道事務所長
大宮国道事務所長
北首都国道事務所長
千葉国道事務所長
常総国道事務所長
宇都宮国道事務所長
長野国道事務所長
東京外かく環状国道事務所長
関東道路メンテナンスセンター長

常陸河川国道事務所長
高崎河川国道事務所長
甲府河川国道事務所長

関東技術事務所長

国営常陸海浜公園事務所長
国営昭和記念公園事務所長

国会公契第 12 号
国技建管第 4 号
令和 7 年 12 月 23 日

各地方整備局

総務部 契約管理官 殿

企画部 技術調整管理官 殿

北海道開発局

事業振興部 技術管理企画官 殿

大臣官房会計課

公共工事契約指導室長

大臣官房技術調査課

建設システム管理企画室長

(公印省略)

猛暑期間を休工する工事の試行について

工事における猛暑対策として、受注者の判断に基づき猛暑期間を一定期間休工とした際の、取組の効果や必要となる費用の実態を調査する試行を実施することとしたので、別紙のとおり通知する。

附 則

本通知は、令和 8 年 1 月 1 日以降に入札契約手続き等を開始する工事に適用する。

猛暑期間を休工する工事の試行について

1. 試行の目的

本工事は、猛暑期間を休工可能とする工事発注の実装に向け、猛暑期間を休工した場合に発生する課題を確認するための試行工事である。

なお、猛暑期間を休工とした場合の課題としては、これまでも、工程調整や資機材の管理方法、技能労働者の再募集などの課題が確認されているところである。また、休工期間の経費の考え方や休工を考慮した工期設定により事故繰越が必要となる場合がある等の課題についても検討する必要がある。

そのため、本工事では、発注者が猛暑期間を指定し、あらかじめ猛暑期間を避けた工期設定を行うことにより、受注者が計画的に休工しやすい環境を整えた場合、これらの課題がどの程度解消されるかを確認するとともに、猛暑期間を休工可能とする工事発注の基礎資料とするものである。

2. 本試行における猛暑期間の考え方

地域ごとの過去5か年の環境省のデータを参照し、8時から17時までの間で、WBGT値31以上が観測された日を、猛暑期間の始期または終期の目安とし、対象工事ごとに定めるものとする。

3. 対象工事

国土交通省直轄土木工事（官庁営繕関係及び港湾空港関係を除く。）のうち、猛暑期間を含む工事において、猛暑期間を休工とする工期設定が可能な工事を対象とする。対象とする工事は、各地方整備局等において1件程度選定するものとする。

4. 工期設定

猛暑期間は、原則、準休工期間として設定するものとし、準休工期間を特記仕様書に明示するものとする。準休工期間として設定した期間に当たる日数を工期に加え、工期を決定すること。

なお、「直轄土木工事における適正な工期設定指針」による不稼働日数については、「天候等による作業不能日」②（8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数）による日数を考慮しなくてよい。

5. 休工期間の協議

受注者は、工事契約後、準休工期間前までに、監督職員に休工する期間を協議するものとする。ただし、試行の目的を考慮し、最低2週間程度は休工するものとする。一方、猛暑期間が2週間程度に満たない場合などは、休工しないことも可能とする。なお、準休工期間を短縮した日数に応じて、全体工期もこれを考慮するものとする。

6. 休工に伴う増加費用

入札段階において休工期間を考慮していることに留意し、協議に応じるものとする。増加費用の考え方は、「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」に準じるものとする。この時、協議によって定めた休工期間を、「工期延長等日数」とみなす。

7. フォローアップについて

本試行においては、取組の効果等の確認を行うため、受注者に対し、アンケート調査を行う予定である。

8. 入札公告及び入札説明書並びに特記仕様書への記載例

本試行を実施する工事は、入札公告及び入札説明書並びに特記仕様書において、その旨を明示する。

(1) 入札公告・入札説明書記載例

本工事は、受注者の判断に基づき猛暑期間を一定期間休工とした際の、取組の効果や必要となる費用の実態を調査する試行工事である。

(2) 特記仕様書記載例

第〇条 猛暑期間を休工可能とする工事について（試行）

1. 本工事は、受注者の判断に基づき猛暑期間を一定期間休工とした際の、取組の効果や必要となる費用の実態を調査する試行工事である。

2. 本工事で見込んでいる準休工期間は以下のとおりとする。

準休工期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

なお、発注者が示した準休工期間の間で、受注者は休工期間を任意に設定できるものとするが、最低2週間程度の休工は必須とする。ただし、天候や気象状況により、猛暑対策が不要と判断できる場合は、この限りではない。

休工期間を変更する場合は、工事契約後に監督職員と協議を行うものとし、設計変更の対象とする。

3. 休工期間における増加費用は当初計上していないが、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

4. 受注者は、本試行におけるアンケート調査に協力するものとする。アンケート用紙は別途監督職員より送付する。